

平成31年3月1日（金曜日）

第1回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

平成31年第1回松島町議会定例会会議録（第1号）

---

出席議員（14名）

1番	杉原	崇	君	2番	櫻井	靖	君
3番	緑山	市朗	君	4番	赤間	幸夫	君
5番	高橋	利典	君	6番	片山	正弘	君
7番	澁谷	秀夫	君	8番	今野	章	君
9番	太齋	雅一	君	10番	後藤	良郎	君
11番	菅野	良雄	君	12番	高橋	幸彦	君
13番	色川	晴夫	君	14番	阿部	幸夫	君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長	櫻井	公一	君
副町長	熊谷	清一	君
総務課長	千葉	繁雄	君
財務課長	佐藤	進	君
企画調整課長	佐々木	敏正	君
町民福祉課長	太田	雄	君
健康長寿課長	児玉	藤子	君
産業観光課長	安土	哲	君
建設課長	赤間	春夫	君
会計管理者兼会計課長	鷹平	義弘	君
水道事業所長	岩渕	茂樹	君
危機管理監	蜂谷	文也	君
子育て支援対策監	本間	澄江	君
総務課総務管理班長	櫻井	和也	君
教育長	内海	俊行	君
教育次長	三浦	敏	君

教 育 課 長	赤 間 隆 之 君
選挙管理委員会事務局長	伊 藤 政 宏 君
代 表 監 査 委 員	丹 野 和 男 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長 千 葉 義 行 主 査 菊 地 磯 子

---

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 3 1 年 3 月 1 日 (金曜日) 午後 1 時 0 0 分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

3 月 1 日から 3 月 18 日まで 1 8 日間

〃 第 3 諸般の報告

〃 第 4 総務経済常任委員会の所管事務調査期限の延期について

〃 第 5 総務経済常任委員会所管事務調査の中間報告について

〃 第 6 議案第 2 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 7 議案第 3 号 松島町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 8 議案第 4 号 財産の交換、譲与等に関する条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 9 議案第 5 号 松島町町税条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 1 0 議案第 6 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 1 1 議案第 7 号 松島町下水道条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 1 2 議案第 8 号 松島町水道事業給水条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 1 3 議案第 9 号 松島町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 1 4 議案第 1 0 号 平成 3 0 年度松島町一般会計補正予算 (第 5 号) について (提案説明)

〃 第 1 5 議案第 1 1 号 平成 3 0 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) について (提案説明)

- 〃 第 1 6 議案第 1 2 号 平成 3 0 年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について（提案説明）
- 〃 第 1 7 議案第 1 3 号 平成 3 0 年度松島町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について（提案説明）
- 〃 第 1 8 議案第 1 4 号 平成 3 0 年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）について（提案説明）
- 〃 第 1 9 議案第 1 5 号 平成 3 0 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第 3 号）について（提案説明）
- 〃 第 2 0 議案第 1 6 号 平成 3 0 年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について（提案説明）
- 〃 第 2 1 議案第 1 7 号 平成 3 0 年度松島町水道事業会計補正予算（第 3 号）について（提案説明）
- 〃 第 2 2 議案第 1 8 号 平成 3 1 年度松島町一般会計予算について（提案説明）
- 〃 第 2 3 議案第 1 9 号 平成 3 1 年度松島町国民健康保険特別会計予算について（提案説明）
- 〃 第 2 4 議案第 2 0 号 平成 3 1 年度松島町後期高齢者医療特別会計予算について（提案説明）
- 〃 第 2 5 議案第 2 1 号 平成 3 1 年度松島町介護保険特別会計予算について（提案説明）
- 〃 第 2 6 議案第 2 2 号 平成 3 1 年度松島町介護サービス事業特別会計予算について（提案説明）
- 〃 第 2 7 議案第 2 3 号 平成 3 1 年度松島町観瀾亭等特別会計予算について（提案説明）
- 〃 第 2 8 議案第 2 4 号 平成 3 1 年度松島町松島区外区有財産特別会計予算について（提案説明）
- 〃 第 2 9 議案第 2 5 号 平成 3 1 年度松島町下水道事業特別会計予算について（提案説明）
- 〃 第 3 0 議案第 2 6 号 平成 3 1 年度松島町水道事業会計予算について（提案説明）

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時00分 開 会

○議長（阿部幸夫君） 皆さん、おはようございます。

平成31年第1回松島町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせいたします。[REDACTED]さん外1名で  
ございます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部幸夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、1番杉原 崇議員、2番櫻井 靖議員を指名します。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（阿部幸夫君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの18日間としたいと思います。ご  
異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月18日までの18日間に  
決定をいたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（阿部幸夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長より、挨拶と行政報告をお願いされております。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 本日、第1回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政  
の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様には、議会定例会にご参集をいただき、まことにありがとうございます。

本日提案いたします議案は、条例の一部改正が8件、平成30年度補正予算が8件、平成31年  
度当初予算が9件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしく  
ご審議をいただき、承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております平成30年12月14日以降の町政の諸報告につきまして、

簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。12月14日に平成30年第4回松島町議会定例会を招集し、19日までの会期において松島町条例の形式を左横書きにする条例の制定及び各種会計補正予算等についてご審議いただき、ご承認をいただきました。

12月19日には、次世代放射光計画第3回コウリションコンファレンスが東京都で開催されました。この次世代型放射光施設の企業に活用や出資を呼びかける説明会には、関係企業280社が参加し、町議会議長とともに企業誘致活動を行いました。

年が明けて1月12日には、石田沢防災センターで松島町消防団出初め式が行われ、町内外の関係者が見守る中、消防団員約140人が勇壮に行進し、参加者は火災や災害などから町を守る決意を新たにいたしました。

1月13日には、第70回松島町成人式を挙行し、未来を担う新成人139人の門出をお祝いしております。

1月23日には、瑞巖寺周辺において第65回文化財防火デー消防訓練が実施され、宝物搬出や応急救護訓練などが行われました。訓練には町、瑞巖寺、消防署だけでなく、婦人防火クラブなど地域の皆さんのほか多くの方々が参加し、大変有意義なものとなりました。

1月24日には、第1回松島町議会臨時会を招集し、松島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について議案をご審議いただき、ご承認をいただきました。

同日、議会全員協議会において、品井沼地区における地区計画の都市計画決定に向けた取り組み及び保育所、幼稚園再編に係る現在の状況について報告させていただきました。

1月31日には、塩釜地区消防事務組合による火葬場建設の着工式が、建設予定地である利府町森郷で実施されました。この斎場には、新たに動物用の火葬場1基を設置し、普通自動車50台、大型も7台が駐車できる駐車場も整備され、来年度完成予定となっております。

2月3日には、第41回松島かき祭りが松島公園グリーンパーク広場で開催され、朝早くからカキのむき身などを買求める方々や、カキ汁、蒸しがきなど、カキ料理を楽しむ来場者でにぎわいました。また、ことしも広島県の宮島と京都府の天橋立による日本三景合同PRが行われました。この日本三景PRは、同月10日の宮島かき祭り、24日の冬の宮津満腹祭でも合同で実施されました。

2月15日には、松島町総合教育会議を開催し、松島町立小学校における学区の再編について教育委員の皆様と意見交換をいたしました。

このほかの諸報告は、記載をもって説明にかえさせていただきます。

本日は、よろしく願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 町長の行政報告を終わります。

議長の諸報告は印刷してお手元に配付しております。概要だけ申し上げたいと思います。

1. 出納検査・監査の報告についてであります。12月20日、1月21日、2月20日に例月現金出納検査を行っていただいております。監査委員のお二方、大変ご苦労さまでございました。

2. 請願・陳情・意見書等の受理は4件でありました。

3. 請願・陳情・意見書等の処理についてはありませんでした。

4. 行政視察についてはありませんでした。

5. 会議等であります。12月14日の平成30年度第4回議会定例会、1月24日の平成31年度第1回臨時議会を含めて総件数46件、各種会議、行事、委員会等がございました。詳細は記載のとおりであります。

6. 議会だよりの発行です。2月1日に「まつしま議会だより」第137号が発行されております。広報広聴常任委員会広報分科会の皆さん、大変ご苦労さまでございました。

7. 委員会調査についてであります。総務経済常任委員会から定住化促進対策について、2月13日に中間報告書が提出されております。教育民生常任委員会は、高齢者支援の買い物支援、生きがい支援の推進についてと、特色を持った英語教育の推進について現地調査等を行っております。また、広報広聴常任委員会広報・広聴分科会においては、議会報告会の取りまとめを行っているところでございます。内容は記載のとおりであります。

8. 議員、委員派遣についてであります。12月19日に、町村議会正副議長研修会に色川副議長を、1月17日に平成30年度二市三町議長団連絡協議会議員研修会に議員13名を、1月25日には、町村議会議員講座に議員6名を派遣しております。内容は記載のとおりでございます。

以上で議長の諸報告を終わります。

次に、一部事務組合議会並びに広域連合議会の報告に入ります。

報告につきましては、お手元に配付いたしました報告書により一部事務組合議会並びに広域連合議会の報告とさせていただきます。

なお、12月定例会以降に開催されました一部事務組合等の議会につきましては、宮城東部衛生処理組合議会、塩釜地区消防事務組合議会、宮城県後期高齢者医療広域連合議会です。

以上で一部事務組合議会並びに広域連合議会の報告を終わります。

日程第4 総務経済常任委員会の所管事務調査期限の延期について

○議長（阿部幸夫君） 日程第4、総務経済常任委員会の所管事務調査期限の延期についてを議題といたします。

総務経済常任委員会で調査中の定住化促進対策については、平成31年3月定例会までが調査期限でありましたが、同委員会から会議規則第45条第2項の規定によって平成31年9月定例会まで調査期限を延期されたいとの要求があります。

お諮りいたします。委員会の要求どおり期限を延期することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、総務経済常任委員会の所管事務調査期限を、委員会の要求どおり平成31年9月定例会まで延期することに決定をいたしました。

---

日程第5 総務経済常任委員会所管事務調査の中間報告について

○議長（阿部幸夫君） 日程第5、総務経済常任委員会所管事務調査の中間報告についてを議題といたします。

総務経済常任委員会から会議規則第46条第2項の規定によって所管事務調査の中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りいたします。申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、総務経済常任委員会から中間報告を受けることに決定いたしました。

高橋幸彦委員長、発言を許します。12番高橋幸彦委員長。

○総務経済常任委員会委員長（高橋幸彦君） ありがとうございます。

総務経済常任委員会所管事務調査の調査中間報告書を読み上げさせていただきたいと思います。

1、調査事件。定住化促進対策について。

2、調査期日・場所。平成30年2月21日301会議室。あとは記載のとおりでございます。

3、出席委員は、緑山市朗副委員長初め、記載のとおりでございます。

4、調査の概要。本町では、少子高齢化による人口の減少が著しい。この現象は全国的な現象となっており、どの自治体においても「定住化」対策を最重要課題として、ハード、ソフ

ト両面で、地域に根差したさまざまな取り組みが行われている。

当委員会では、本町の定住化促進について、担当課から施策と定住化に関し説明を求めて現況の把握を図り、県が行っている「みやぎ出前講座」を活用し、都市計画課の担当メニュー「暮らしやすい仙台都市圏を目指した都市・交通政策」について説明を受け、県の都市計画に係る政策概要等の把握に努めた。また、大幅な人口増や県内外からの移住者の増について成果を上げている自治体を訪問し、施策内容やその背景等について視察・研修を行った。

5、調査の内容です。

平成30年2月21日、松島町の定住化促進事業の取り組みについて。松島町における定住化促進事業の取り組みについて、企画調整課長より説明を受け、質疑応答で現状の把握に努めた。

本町の定住促進事業として、①定住促進補助金制度、ア)として復興支援定住促進事業補助金、イ)として津波被災住宅再建支援事業補助金、②定住希望者向けPR活動、③空き家・空き地情報の提供、④土地利用の検討と進捗状況の4項目について、特に詳しく説明を求めた。

説明では、長期総合計画、国土利用計画及び現在策定作業中の都市計画マスタープランにおいて位置づけしているのは、反町地区、愛宕地区、品井沼地区の3カ所で、いずれも想定している手法が地区計画である。また、宮城県の姿勢が住居系の土地利用の拡大については慎重であることから、町として同意を得るための諸条件を着実に整理して、実現に向けて進めていくとのことであった。

平成30年4月23日、みやぎ出前講座を受講しております。暮らしやすい仙台都市圏を目指した都市・交通政策をテーマとするみやぎ出前講座については、町の現状と直接関係する県の都市計画の現状等を認識する必要性から実施したものであります。宮城県土木部都市計画課職員から説明を受け、質疑・応答を行い、現状の把握に努めました。

なお、当委員会として、教育民生常任委員会の各委員にも参加（傍聴）を呼びかけ、議会全体として情報の共有を図りました。

30年7月10日、行政視察、富山県南砺市。視察事項は「南砺で暮らしません課」の組織運営と施策への取り組みについて。

南砺市は、「南砺で暮らしません課」というユニークでわかりやすいネーミングであらわしているように、希望者に対し移住や定住に向けた国や県、市の支援策をパッケージ化しています。このことにより、手続や情報提供をワンストップでサービス、サポートすることができ、移住や定住に関する支障等の解消につながっている。

「知る」、「伝える」は情報発信事業として、また、「体験する」、「受け入れる」は移住・定住準備事業として、さらに定住サポート事業として各種施策を展開している。

南砺市での取り組み状況の説明を受け、当町において不足している点は「スピード感のある取り組み」であり、「フットワークのきいた取り組み」である。何よりも「移住・定住希望者に歩み寄った息の長い取り組み」であることを再認識したものであります。

7月11日、同じく行政視察で、富山県中新川郡舟橋村。視察事項は、都市計画と定住化促進対策について、「総合戦略」と「人口ビジョン」について。

舟橋村は、村域面積3.47平方キロメートルで、全国で最も小さな自治体であります。現在、舟橋村が自治体として維持されているのは、「富山高岡広域都市計画区域」から「立山舟橋都市計画区域」へと編入し、市街化調整区域から除外されたことが大きな要因となっています。

「まちづくり」に対する首長の考えのもとに「法律の壁を越えて成し遂げる」という強い信念で行動したこと、さらに「舟橋村創生プロジェクト総合推進会議」を立ち上げ、子育て世代の転入促進、出生率の向上等、各施策を展開したことが、日本一小さな村の人口を倍増させ、活性化につながっています。

本町の人口減少を食いとめるためには、町長がみずから行動することの重要性とともに、職員の意欲、さらには住民の協力なくしては達成することは困難であると強く感じました。

6としてまとめでございます。当委員会の閉会中における所管事務調査の期限は、平成31年3月定例会までとしていましたが、平成31年1月24日の全員協議会で「品井沼地区における地区計画の都市計画決定に向けた取り組み」についての経過報告を受け、「定住化促進対策」との関連についてさらなる調査が必要と判断し、平成31年9月定例会まで調査期間を延長することを決定したものであります。

品井沼地区における地区計画については、これまで宮城県や関係機関との協議を継続して実施してきており、平成31年度中における都市計画決定が見込まれております。

都市計画決定後、計画区域内において道路拡幅工事が3年ないし5年の期間で実施される予定とのことであります。

以上を踏まえ、当委員会の調査事項である「定住化促進対策」についてはさまざまなアプローチがあり、9月定例会までの期間の中で継続して調査を進めていくことといたしました。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） ただいまの中間報告について、質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上で、総務経済常任委員会の所管事務調査中間報告については終わります。

---

日程第6 議案第2号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第6、議案第2号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第2号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、長時間労働の是正措置として国家公務員の時間外勤務命令の上限時間を設ける改正人事院規則が平成31年4月1日に施行されることに鑑み、町規則において職員の時間外勤務命令の上限時間を定めるため、改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○町長（櫻井公一君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それでは、提案理由書の次ページ、条例に関する説明資料をごらんください。

条例の改正内容でございますが、正規の勤務時間以外の時間における勤務について定めている条例第8条に第3項として時間外勤務に関して条例に規定されているもののほか、必要な事項を規則で定める規定を追加するものであり、平成31年4月1日から施行するものです。

説明資料の中段以降に、規則で定める時間外勤務命令の上限時間及び月数を記載しておりますが、これらの基準につきましては国と同様の基準となります。基本的な時間外勤務命令の上限時間は1の（1）、（2）に記載のとおり、1カ月45時間以下、1年360時間以下とするものです。ただし、2に記載のとおり、業務量、業務の実施時期、その他の業務の遂行に関する事項をみずから決定することが困難な業務、いわゆる他律的業務に従事する職員につきましては、1の上限時間によらず（1）から（4）までに掲げる基準が時間外勤務命令の上限時間及び月数となります。

また、3の上限時間の特例につきましては、大規模災害への対処その他重要な業務であって

特に緊急に処理することを要する業務に従事する職員に対し、上記の1及び2の上限時間等を超えて時間外勤務命令をする必要がある場合は、1及び2の上限時間等の規定は適用しないこととするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第7 議案第3号 松島町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第7、議案3号松島町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第3号松島町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、学校教育法の一部を改正する法律が平成31年4月1日に施行されることに伴い、引用条文の項ずれに対応するため改正するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○町長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第8 議案第4号 財産の交換、譲与等に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第8、議案4号財産の交換、譲与等に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案4号財産の交換、譲与等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、災害公営住宅に設置している太陽光発電設備の目的外使用料において、消費税率及び地方消費税率の改正に伴う所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○町長（櫻井公一君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、財産の交換、譲与等に関する条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

災害公営住宅に設置している太陽光発電設備につきましては、華園地区、美映の丘地区にあります災害公営住宅30棟のうち28棟に設置をしております。設置面積につきましては、全体で1,883平方メートルであります。

条例に関する説明資料をごらんください。

条例の第8条で行政財産の目的外使用の使用料は別表に掲げる使用料を徴収すると規定しております。別表の建物項、使用料について、消費税及び地方消費税率の改正に対応した算出とするものであります。

附則であります。施行期日につきましては平成31年10月1日であります。

新旧対照表をごらんください。

別表中の建物項、使用料、中段から下の部分ですが、「町長が定める額を乗じて得た金額に1.08を乗じて得た金額」を「町長が定める額を乗じて得た金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額」に改正するものです。消費税法に定める消費税につきましては、7.8%、地方税法に定める地方消費税につきましては2.2%、合わせて10%となります。町長が定める額は、年間1平方メートル当たり100円でありまして、設置面積1,883平米に乘じますと、年間の使用料は税別で18万8,300円であります。税率8%で20万3,364円、税率10%になりますと20万7,130円であり、条例改正後は3,766円使用料が増加となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

#### 日程第9 議案第5号 松島町町税条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第9、議案5号松島町町税条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第5号松島町町税条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日

に公布されたことに伴う改正であり、改正内容につきましては平成31年10月1日から施行する法人税割の税率の見直し、自動車取得税廃止による軽自動車税の見直しを行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○町長（櫻井公一君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） それでは、議案第5号松島町町税条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

今回の改正につきましては、平成28年度の地方税法等の一部改正による改正でございますが、平成28年11月18日の臨時国会にて法の施行日が延期され、平成31年10月1日から施行することに伴う改正でございます。

改正内容につきましては、法人税割の見直しと自動車取得税廃止に伴う軽自動車税の見直しであり、その改正概要を条例に関する説明資料の次に参考資料としてまとめさせていただいておりますので、その参考資料によりご説明させていただきます。

条例に関する説明資料の次の参考資料の1ページをお開き願いたいと思います。

まず、第34条の4の法人町民税関係でございますが、法人町民税の法人税割の税率について改正するものであり、9.7%から6.0%に3.7%引き下げるものであります。図に記載しておりますが、県分の税率についても3.2%から1.0%へ2.2%引き下がり、地方税全体で5.9%引き下げになり、その引き下げ分については国税分である地方法人税が4.4%から10.3%と5.9%引き上げ、地方交付税の原資とするものでございます。

次に、軽自動車税の見直しについてご説明いたします。参考資料の2ページをお開き願います。

平成31年10月1日から自動車取得税が廃止されることにより、新たに軽自動車税に環境性能割を創設し、現行の軽自動車税を種別割に名称改正するものでございます。

環境性能割の位置づけにつきまして図示しておりますが、平成31年10月1日から、現行の毎年の軽自動車税は軽自動車税種別割と名称を変更し、自動車取得税の廃止に伴い軽自動車税の取得時の1回のみ町税として軽自動車税環境性能割を課税することになります。

なお、附則第15条の2の改正と関係しますが、この軽自動車税環境性能割については、当分の間、県が賦課徴収することになります。

次に、環境性能割の概要でございますが、環境性能割は軽自動車税の位置づけであるため、

課税団体は町であり、課税対象は3輪以上の軽自動車となり、軽自動車取得者が納税義務者となります。また、課税標準につきましては、3輪以上の軽自動車の取得価格であり、取得価格が50万円以下の場合には課税されません。

次に、税率でございますが、軽自動車の環境性能により非課税、1%、2%、3%と4段階になりますが、附則第15条の6の改正と関係しますが、当分の間、税率が3%のものは税率が2%になります。

続きまして、参考資料3ページの附則第15条関係の改正をご説明させていただきます。

附則第15条の2の軽自動車税環境性能割の賦課徴収の特例につきましては、先ほど若干触れましたが、環境性能割は町税であります。当分の間、県が賦課徴収を行うことについて規定したものでございます。このことは廃止前の自動車取得税の課税事務等のノウハウを県が有していること、また、納税義務者の負担を招かないようにするためであります。

次に、附則第15条の3の軽自動車税環境性能割の減免の特例につきましては、環境性能割を当分の間、県が賦課徴収を行うため、県の事務の影響や納税義務者の混乱を招かないよう、減免の規定を県内で同一とするものでございます。

なお、減免の対象となる3輪以上の軽自動車については、記載のとおりでございます。

次に、附則第15条の5の軽自動車税環境性能割に係る徴収取扱費の交付につきましては、環境性能割を当分の間、県が賦課徴収を行うため、徴収取扱費として環境性能割の徴収金の5%を県に支払うものであります。

なお、徴収取扱費につきましては、1年度分を翌年度の6月30日までに県から町に通知され、通知のあった日から30日以内に町から県へ支払うこととなりますので、平成31年度分につきましては平成32年度に支払うこととなります。

なお、環境性能割の町への納付につきましては、県へ納付があった月の翌々月の末までに県から払い込みがなされます。

次に、附則第15条の6の軽自動車税環境性能割の税率の特例につきましては、営業用の軽自動車については当分の間、1%のものは0.5%、2%のものは1%、3%のものは2%となり、また、先ほど若干ご説明いたしましたが、自家用の軽自動車の税率が3%のものは、当分の間、税率が2%になることを規定しているところでございます。

なお、その他の改正等につきましては、地方税法の改正に伴う引用条項の改正及び文言の整理等の改正を行ったものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第10 議案第6号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第10、議案第6号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第6号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長から説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○町長（櫻井公一君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） それでは、条例に関する説明資料で主な改正箇所について説明いたします。

まず、14条第1項は保証人の必置義務を緩和するもので、「保証人を立てることができる」とするものです。

同条第2項は、法定の貸付利率が3%で固定されていたものが、3%以内で条例で定める利率に改められたことから、保証人ありの場合は無利子に、保証人なしの場合は利率を1.5%に改めるものです。

同条第3項は、保証人は貸し付けを受けた者と連帯して債務を負担することを規定するものです。なお、違約金に係る延滞利率は、政令により10.75%から5%に引き下げられます。

続いて、第15条第1項は、償還方法にこれまでの年賦または半年賦のほかに、月賦を加えるものです。

続いて附則です。改正条例の施行期日は、平成31年4月1日で、平成31年4月1日以降に生じた災害で被害を受けた世帯主に対する資金の貸し付けから適用するもので、同日前の貸し付けは従前の例によるものとするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第11 議案第7号 松島町下水道条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第11、議案7号松島町下水道条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第7号松島町下水道条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、消費税率及び地方消費税率が平成31年10月1日より8%から10%に引き上げられることに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当所長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○町長（櫻井公一君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） それでは、議案第7号松島町下水道条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきたいと思っております。

条例に関する説明資料をお開きいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、消費税率及び地方消費税率が10月1日より改正されることにより所要の改正を行うものでございます。

まず、使用料の16条でございます。今回の消費税率引き上げに伴い、「100分の108を乗じて得た額」を「消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額」に改めるものでございます。

次に附則でございますが、こちらにつきましては平成31年10月1日より施行すると定めるものでございます。

最終ページに資料を掲載しておりますのでごらんいただきたいと思います。

消費税率改正に係る水道料金及び下水道使用料の概要を添付しておりまして、今回の消費税率引き上げに伴い、水道料金及び下水道使用料の影響額を記載したものとなります。下水道使用料の影響額に対しては、例をして記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

一例ではございますが、項番3、水道料金・下水道使用料試算表の括弧に10立米を使用した場合の下水道使用料を掲載しているところでございます。下水道接続地域に居住するお宅で、

現行の消費税率8%で下水道使用料を計算しますと、税込み1,680円となりますが、消費税率10%への引き上げによりまして、30円増の税込み1,710円となるものでございます。

なお、下水道使用料の徴収等につきましては、水道料金と合算して請求させていただきますので、下記に記載しております口径ごとの水道料金とあわせて下水道使用料を頂戴するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第12 議案第8号 松島町水道事業給水条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第12、議案第8号松島町水道事業給水条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第8号松島町水道事業給水条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、消費税率及び地方消費税率が平成31年10月1日より8%から10%に引き上げられることに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当所長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○町長（櫻井公一君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） それでは、議案第8号松島町給水条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきたいと思っております。

条例に関する説明資料をお開きいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、消費税率及び地方消費税率が10月1日より引き上げられることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条項ごとに説明させていただきたいと思っております。

まず、工事費の算出方法の第10条につきましては、今回の消費税率引き上げに伴い、「100分の108を乗じて得た額」を「消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額」に改めるものでございます。

次に、料金の第24条につきましては、今回の消費税率引き上げに伴いまして、「100分の108を乗じて得た額」を「消費税相当額を加えた額」に改めるものでございます。

次に加入金の31条第2項につきましては、こちらと同様でございますが、「100分の108を乗じて得た額」を「消費税相当額を加えた額」に改めるものでございます。

次に附則でございますが、こちらにつきましては消費税率引き上げの施行期日を平成31年10月1日と定めるものでございます。

最終ページに資料を添付しておりますので、こちらをあわせてごらんいただきたいと思いますと思います。

こちらにつきましては、消費税率改正に係る水道料金及び下水道使用料の概要を添付しているところでございます。今回の消費税率引き上げに伴いまして、水道料金及び下水道使用料の影響額を記載したものでございます。

一例を載せておりますのでご説明させていただきたいと思いますが、項番2、水道料金試算表の(1)に10立米を使用した場合の水道料金の試算額を記載しているところでございます。こちらにつきましては、下水道の未接続地域にお住まいの方で、消費税率8%で水道料金を試算しますと、基本料金及び従量料金を合わせまして税込みで2,370円となりますが、消費税率10%への引き上げによりまして、50円増の税込み2,420円となるものでございます。

なお、下水道の接続している地域につきましては、水道料金と下水道使用料を合算して請求しておりますので、下記に記載した口径ごとの料金をいただくものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第13 議案第9号 松島町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第13、議案第9号松島町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第9号松島町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、専門職大学の前期課程の修了者を短期大学の卒業者と同等に扱うこととするため、所要の改正を行うものであります。

また、技術士法施行規則の一部改正に伴う水道法施行規則の一部改正により、布設工事監督

者の資格要件が変更となることから、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当所長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○町長（櫻井公一君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） それでは、議案第9号松島町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について、ご説明をさせていただきます。

条例に関する説明資料をお開きいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、水道法の施行令及び施行規則並びに技術士法施行規則の改正に伴いまして、資格要件が変更となることから、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条項ごとに説明をさせていただきますと思います。

まず、布設工事監督者の資格、第3条第3号につきましては、専門職大学の前期課程の修了者を短期大学の卒業者と同等に扱うこととするため、文言を追加するものでございます。なお、専門職大学につきましては、現在、全国で17校が国に申請を行っているところでございますが、直近で見ますと3校が認可を受けて4月から開校するといった予定になっているところと伺っているところでございますが、宮城県内で開校する大学は、今のところございません。

次に、第3条第8号につきましては、技術士法の施行規則の一部改正により技術士第2次試験の専門科目が、上水道、工業用水道に統合されることによりまして、「水道環境」という文言が削除されるものでございます。

次に、水道技術管理者の資格、第4条第2号及び第4号並びに第5号につきましては、先ほども説明しました第3条と同様に、専門職大学の前期課程の修了者を短期大学の卒業者と同等に扱うこととするための文言を追加するものでございます。

次に附則でございますが、第1につきましては、施行期日を平成31年4月1日と定めるものでございます。

第2につきましては、施行期日の以前に技術士試験を受け選択科目の水道環境の2次試験に合格したものを、上水道、工業用水道を選択したものとみなすと定めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

○議長（阿部幸夫君） 日程第14、議案10号平成30年度松島町一般会計補正予算（第5号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第10号平成30年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、依願退職等に伴う一般職員の人件費の精査並びに各事務事業の精査、事業費の確定等により補正するものであります。

補正の概要を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきましては8ページをお開き願います。

2款総務費1項1目一般管理費につきましては、職員研修及び健康診断並びに人間ドック等の実績見込みにより、事業費を精査し減額するものであります。

9ページにわたります8目企画費につきましては、審議案件がなく、景観審議会開催見込みがないことにより経費を精査し、津波被災住宅再建支援事業補助金及び復興支援定住促進事業補助金並びに景観重点地区景観整備事業補助金の申請実績見込みにより、事業費を精査し減額するものであります。また、松島海岸駅整備事業費補助金について精査し減額するものであります。

10目諸費につきましては、行政区長等移動研修会に係る費用弁償について精査し減額するものであります。

11目電子計算費につきましては、番号制度対応のためのシステム改修経費について精査し減額するものであります。

16目震災復興基金費につきましては、東日本大震災の災害復旧及び復興財源として寄附していただいた寄附金について全額積み立てするものであります。

10ページにわたります。

ふるさと納税費につきましては、ふるさと納税による寄附収入見込み額の増に伴い事業費を精査し増額するものであります。

3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、地方公共団体情報システム機構からの通知により、通知カード、個人番号カード、関連事務に係る事務委任負担金を減額するものであります。

11ページにわたります。

5項2目指定統計費につきましては、住宅土地統計調査及び漁業センサスについて、県委託

金の交付額の決定に伴い減額するものであります。

3 款民生費 1 項 1 目社会福祉総務費につきましては、国民健康保険保険基盤安定負担金等が確定したことに伴い、国民健康保険特別会計への繰出金を補正するものであります。

2 目障害者福祉費につきましては、障害者自立支援給付費の今年度の実績見込みに伴う負担金の増額及び平成29年度障害者医療費の確定に伴う国・県への返還金を補正するものであります。

3 目老人福祉費につきましては、後期高齢者医療広域連合市町村負担金の額の確定に伴い補正するものであり、また後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定に伴い後期高齢者医療特別会計への繰出金を補正するものであります。

12ページにわたります。

5 目介護保険対策費につきましては、平成29年度介護保険低所得者利用負担軽減対策事業費の確定に伴う返還金及び介護保険特別会計への繰出金を精査し補正するものであります。

2 項 5 目子ども医療対策費につきましては、子ども医療費助成の実績見込みにより電算業務委託料及び子ども医療費助成負担金について補正するものであります。

6 目子育て支援事業費につきましては、私立保育所利用保育児童の増による施設型給付費の補正及び平成29年度子ども・子育て支援事業費の確定に伴う国・県への返還金を補正するものであります。

13ページの6 款農林水産業費 1 項 3 目農業振興費につきましては、農地中間管理機構を通じた農地集積面積が当初より増加したことに伴い、農地面積集約化対策事業補助金を補正するものであります。

4 目農地費につきましては、農道舗装補修事業の事業費精査により減額するものであります。また、農山漁村地域復興基盤総合整備事業（手樽地区）及び銭神排水機場整備事業並びに土地改良事業の県営事業費確定に伴い、負担金を補正するものであります。

15ページをお開き願います。

8 款土木費 1 項 1 目土木総務費につきましては、行政事務補助員賃金の精査による補正及び災害公営住宅家賃低廉化・低減事業による東日本大震災復興交付金基金繰り入れにより財源構成をするものであります。

16ページにわたります。

3 目道路新設改良費につきましては、復興事業における事業の進捗等により避難道路整備事業費を精査し、減額するものであります。

5項1目都市計画総務費につきましては、まちづくり検討委員会及び都市計画審議会の開催回数の減に伴い補正するものであります。

2目公共下水道費につきましては、下水道事業特別会計の松島地区外下水道事業等の事業費精査に伴い、繰出金を減額するものであります。

17ページにわたります。

5目街路事業費につきましては、根廻・磯崎線道路整備事業におけるJR委託工事との施工調整及び支障電柱移転補償費の確定により、事業費を精査し減額するものであります。

6項3目住宅環境整備費につきましては、宅地かさ上げ等事業費補助金に係る申請実績見込みにより事業費を精査し減額するものであります。

18ページをお開き願います。

10款教育費1項2目事務局費につきましては、県委託事業として実施しておりますスクールソーシャルワーカー活用事業において、事業実績により事業費を精査し減額するものです。

19ページにわたります。

2項4目小学校学校建設費及び3項4目中学校学校建設費並びに6項2目幼稚園建設費につきましては、国の補正予算（第1号）に伴う町立学校及び幼稚園の空調設備整備事業に係る工事費について補正するものであります。

20ページにわたります。

11款災害復旧費2項1目公共土木施設災害復旧費につきましては、町道松島・磯崎線（松島大橋）橋梁外災害復旧事業の進捗等により、事業費を精査し減額するものであります。

12款公債費1項1目元金及び2目利子につきましては、借入金利子見直しによる元金償還額の精査及び利子償還額の確定により補正するものであります。

その他の歳出補正につきましては、事務事業の精査及び事業費の確定、確定見込みに伴うものであります。

歳入につきましては、3ページをお開き願います。

6款1項1目地方消費税交付金につきましては、平成31年2月1日付交付額通知により減額するものであります。

11款地方交付税1項1目地方交付税の普通交付税につきましては、平成31年2月12日付追加交付通知により補正するものであり、震災復興特別交付税につきましては、3月算定を踏まえ今年度交付見込み額に減額するものであります。

4ページにわたります。

15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金につきましては、歳出でご説明しました国民健康保険保険基盤安定負担金の交付決定及び障害者自立支援給付費の実績見込み並びに施設型給付費対象児童の増によるものであります。

2目災害復旧費国庫負担金につきましては、歳出でご説明しました町道松島・磯崎線（松島大橋）橋梁外災害復旧事業に対するものであります。

2項1目総務費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました通知カード、個人番号カード、関連事務に係る事務委任負担金に対するものであります。

2目民生費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました番号制度対応システム回収業務に対するものであります。

5目教育費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました町立学校空調設備整備事業に対するものであります。

5ページにわたります。

16款県支出金1項1目民生費県負担金につきましては、歳出でご説明しました国民健康保険保険基盤安定負担金等の交付決定及び施設型給付費対象児童の増によるものであります。

2項2目民生費県補助金につきましては、歳出でご説明しました子ども医療費助成負担金に対するものであります。

4目農林水産業費県補助金につきましては、歳出でご説明しました農地集積集約化対策事業補助金及び農道舗装補修事業に対するものであります。

6ページをお開き願います。

18款寄附金1項1目一般寄附金につきましては、ふるさと納税による寄附収入実績見込み額により増額するものであります。

3目災害費寄附金につきましては、東日本大震災の災害復旧及び復興財源として寄附していただいた金額について補正するものであります。

19款繰入金2項3目震災復興基金繰入金につきましては、津波被災住宅再建支援事業及び復興定住促進事業並びに宅地かさ上げ等事業の精査に伴い補正するものであります。

4目東日本大震災復興交付金基金繰入金につきましては、東日本大震災復興交付金事業の各事業費の精査に伴い補正するものであります。

5目ふるさと納税基金繰入金につきましては、歳出でご説明しました幼稚園空調設備整備事業に対するものであります。

7ページにわたります。

5項2目雑入につきましては、歳出でご説明しました平成29年度自立支援給付費の確定に伴う国・県からの追加交付分について補正するものであります。

22款町債1項7目教育債につきましては、歳出でご説明しました町立学校空調設備整備事業に対するものであります。

その他の歳入補正につきましては、事務事業の精査及び事業費の確定、確定見込みに伴うものであり、これらの財源を精査し財政調整基金繰入金を増額するものであります。

繰越明許費につきましては、復興支援定住促進事業外16事業につきまして、年度内完了が見込めないため繰り越しするものであります。

なお、詳細につきましては担当課長等より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間教育課長。

○教育課長（赤間隆之君） それでは、教育委員会所管補正予算の説明をいたします。

主要事業説明資料をごらん願いたいと思います。

事項別明細書は18ページと19ページでございます。

事業名、町立学校空調設備整備事業、小中学校費の学校建設費及び幼稚園の幼稚園建設費でございます。

今回の補正につきましては、昨年夏に災害級の猛暑と言われるほどの真夏日が連続し、学校行事に熱中症で倒れる児童・生徒が発生し、学校での対応や暑さ対策が社会問題となりました。

また、全国の小中学校のエアコン設置率につきましては各県ばらつきがありまして、宮城県内の公立小中学校の普通教室へは設置率が4%程度、本町におきましても9%程度と、全国的に見ても低い設置率となっております。

このような状況から、国は児童生徒の熱中症対策と、昨年のおおしな地震によりましてブロック塀の下敷きになり、とうとい小学生の命が奪われた事案などもありまして、ブロック塀の安全対策とあわせまして、公立の小中学校等への冷暖房機設置に伴いますブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金を創設することになりました。

本町におきましても、この臨時特例交付金を活用いたしまして、小中学校の普通教室へのエアコン設置を進めることといたしました。昨年12月定例議会におきまして設計業務委託料に要する費用を補正いたしました。

今回の補正は、この臨時特例交付金の決定を受けまして、エアコン整備に向けました工事費

と事務費を補正するものでございます。また、財源につきましては、臨時特例交付金が2,005万4,000円、地方債が1億7,820万円です。その他財源といたしまして、ふるさと納税寄附金より300万円を歳入として見ております。

設置場所、設置箇所についてでございます。別添資料に配置図をつけておりますが、水色の部分が既にエアコンが設置してある教室でございます。緑の部分が今回設置する教室の分となっております。小学校は3校で普通教室に29室、職員室等におきましては6室、中学校は普通教室が13室、職員室等が2室、幼稚園につきましては2園で、保育室4室に設置する予定となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで休憩に入りたいと思います。再開を2時20分としたいと思います。

午後2時08分 休 憩

---

午後2時20分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

---

日程第15 議案第11号 平成30年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第15、議案第11号平成30年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第11号平成30年度松島町国民健康保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、特定健康診査事業費等の実施人数、確定に伴う事業費の精査及び平成29年度国・県負担金等の確定に伴う返還金等について補正するものであり、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第16 議案第12号 平成30年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第2号) について (提案説明)

○議長 (阿部幸夫君) 日程第16、議案12号平成30年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) について (提案説明) を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長 (櫻井公一君) 議案12号平成30年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、後期高齢者医療保険料の精査及び後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長 (阿部幸夫君) 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第17 議案第13号 平成30年度松島町介護保険特別会計補正予算(第4号) について (提案説明)

○議長 (阿部幸夫君) 日程第17、議案第13号平成30年度松島町介護保険特別会計補正予算(第4号) について (提案説明) を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長 (櫻井公一君) 議案第13号平成30年度松島町介護保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、依願退職に伴う一般職員人件費の精査及び介護保険給付費等の実績見込みに伴う事業費の精査並びに平成29年度国県負担金等の確定に伴う返還金等について補正するものであり、これらの財源を精査し財政調整基金繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長 (阿部幸夫君) 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第18 議案第14号 平成30年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号) について (提案説明)

○議長 (阿部幸夫君) 日程第18、議案第14号平成30年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号) について (提案説明) を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第14号平成30年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、居宅介護支援事業の実績見込みに伴う居宅支援サービス計画費収入及び居宅介護支援事業費を精査し、介護保険特別会計への繰出金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

---

日程第19 議案第15号 平成30年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第19、議案第15号平成30年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第15号平成30年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、事業費の精査及び事業収入等の実績見込みに伴い補正するものであり、これらの財源を精査し財政調整基金の積立金等を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

---

日程第20 議案第16号 平成30年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第20、議案第16号平成30年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第16号平成30年度松島町下水道事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、各汚水・雨水施設の維持管理経費及び松島地区外下水道事業の雨水環境築造工事に係る事業費を精査し補正するものであり、これらの財源を精査し、一般会計繰入金を減額するものであります。

また、繰越明許費につきましては、松島地区外下水道事業他1事業について年度内完了が見込めないことから繰り越しするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第21 議案第17号 平成30年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第21、議案第17号平成30年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第17号平成30年度松島町水道事業会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、根廻磯崎線道路改良工事の工程調整による建設改良事業の精査により、負担金及び事業費等を補正するものであります。

これにより、水道事業収益の総額を6億59万4,000円、資本的収入の総額を3億9,300万1,000円、資本的支出の総額を4億5,086万円とし、資本的収支不足額の補填財源を減債積立金取崩額1,857万9,000円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,531万4,000円、過年度分損益勘定留保資金1,396万6,000円とするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで、議事運営上、10分間の休憩に入りたいと思います。再開を2時40分といたします。

午後2時27分 休 憩

---

午後2時40分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

---

日程第22 議案第18号から日程第30 議案第26号

○議長（阿部幸夫君） お諮りいたします。日程第22、議案第18号から日程第30、議案第26号までは平成31年度各種会計予算であります。提案説明であり、町長の施政方針もございまして、一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

日程第22、議案第18号から日程第30、議案第26号までを一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、これより町長から平成31年度各種会計当初予算の提案に当たって趣旨説明、施政方針を受けます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 本日、平成31年第1回松島町議会定例会開会に当たり、町政運営の所信の一端と施策の概要につきましてご説明申し上げます。

平成最後の年となり、2カ月が経過いたしました。

「内平外成」というこの平成の時代を振り返りますと、バブル景気とその崩壊、東日本大震災を初めとした大規模な自然災害の発生、人口減少・高齢化社会への突入、インターネットやスマートフォン等の新技術の急速な普及など、人々の暮らしや価値観が大きく変化した激動の30年でありました。

本年5月の改元を機に、時代は大きな区切りを迎え、私たちは「平成のその先の時代」への第一歩を踏み出すこととなります。

このような中、国におきましては、防災・減災対策による国土強靱化や、生涯現役社会を目指した雇用制度改革、全世代型の社会保障制度改革など、さまざまな取り組みにより、少子高齢化を初めとする諸問題や激動する国際情勢に真正面から立ち向かうとされております。

本町におきましては、震災復興の総仕上げはもとより、人口減少などの課題の解決に向けた取り組みを一層強化するとともに、将来に向けて持続可能な発展を遂げていくためにも、町の将来像であります「集い、学び、働き、笑顔あふれる美しいまち 松島」の実現を目指しながら、施策のさらなる推進を図っていく必要があると考えております。

私が平成27年に町民の皆様のご信頼と期待をいただき、初めて町政執行の重責を担ってから3年半が経過いたしました。

就任以来、「活力ある新しい松島」の創造に向け、気概と責任を持って取り組んでまいりました。

平成31年度は、引き続き、より一層の町の発展、町民の幸せを一途に追求すべく、「一以貫之」の精神で、就任時にお示ししました5つの基本政策の方針のもと、誠心誠意、町政運営に努めてまいり所存でございます。

まず1つ目の、震災からの復興の加速化であります。東日本大震災以降、議会を初め町民の皆様のご理解とご協力、各方面からの多大なるお力添えに支えられながら、復旧・復興事

業を推進し、昨年末現在におきまして、町事業分47事業のうち28事業が完了しており、おおむね計画どおりの着実な進捗が図られているところでございます。

復興創生期間が残り2年となりました今、これまでご支援賜りました恩義に報いるためにも、残る復興事業の完遂を目指して鋭意努めてまいります。

次に、2つ目の子育て環境と教育環境の充実についてであります。

これまで、教育・保育環境のさらなる充実を目的として検討を重ねてまいりました保育所・幼稚園の再編につきましては、本年1月の全員協議会でご説明申し上げましたとおり、認定こども園への移行を基本とし、幼児教育のあり方について慎重に検討を重ねながら、保護者説明会や関係機関との協議・調整を進めてまいります。

さらに、本年10月に実施が予定されております幼児教育の無償化につきましては、今後の国の動向を注視しながら、適切な対応を図ってまいります。

次に、3つ目の企業誘致で地域産業の活性化であります。

昨年、宮城県が見直しを実施しました仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び松島町都市計画マスタープランの中で、初原地区等において工業系に関する土地利用の計画が位置づけされたところでありますので、その実現に向け、引き続き国、県及び事業者等との協議を進め、企業誘致の受け皿となる拠点の確保を目指してまいります。

次に、4つ目の観光事業での活性化であります。

昨年は国宝瑞巖寺の落慶記念行事が盛大に開催されましたことはいまだに記憶に新しく、日本三景・松島の震災からの復興につきまして、国内のみならず世界にもアピールすることができたものと感じております。

また、宿願でありました松島海岸駅のバリアフリー整備事業につきましては、昨年、事業主体であります東日本旅客鉄道株式会社が国の補助採択を受けたことにより、結実に向け、事業が本格化してまいります。

さらに、松島水族館跡地におけます民設民営による集客・体験型施設整備につきましては、2020年春の開業に向けた施設計画等に係る事業者からの相談等に対し、引き続き必要な助言や指導を行ってまいります。

また、本年9月にラグビーワールドカップ、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。

これらの世界規模のイベントにおきましては、増加が見込まれているインバウンド需要の取り込みによる交流人口の拡大が大いに期待できますことから、聖火リレーの誘致に向けて取

り組んでまいりますとともに、観光のみならず農林水産業や商工業など多様な産業間での横断的かつ総合的な施策を展開し、松島町の魅力を存分に発揮できますよう気運の醸成を図ってまいります。

次に、5つ目の定住する魅力あるまちづくりであります。

本町では、震災以降、移住・定住の促進を目的とした補助金の交付を行うとともに、首都圏でのPR活動や移住相談など精力的に実施してまいりました。

その成果といたしましては、昨年末現在におけます定住補助金の交付件数は、延べ410件、転入者は243世帯736人を数え、一定の効果が得られておりますことから、今後も引き続き定住補助金の交付を行うとともに、機会を捉えてより一層の積極的な移住・定住施策の推進に努めてまいります。

また、受け皿となります住環境の整備につきましても、品井沼駅周辺を含めた新たな土地利用につきましても、関係機関との協議を進めてまいります。

最後に、平成31年度におけます本町の財政の見通しであります。生産年齢人口の減少や地価の下落等により町税の増収が期待できない中、扶助費等の義務的経費に加え、施設の維持管理や改修に係る経費が増大する傾向であり、さらには、松島海岸駅整備事業費補助金や宮城東部衛生処理組合の仙台市搬出に係る負担金等の特定事業費の増加など、依然として厳しい財政状況にあります。

このような状況のもと、平成31年度の予算規模は前年度と比較して一般会計は1.1%の増、下水道事業特別会計は26.4%の減、その他の特別会計は1.0%の増、水道事業会計は25.6%の増で編成しております。

次の世代に負担を先送りしないためにも、効率的かつ効果的な行財政運営を今後も徹底し、事業の選択と集中を図りながら、町民の皆様が将来に希望を持ち、安心して暮らせる松島町の実現に向け、全力を尽くしてまいります。

続きまして、平成31年度の主な施策につきましても、長期総合計画の施策体系に基づき、ご説明申し上げます。

心地よく元気な暮らしを支えるまちづくりについてでございます。

土地利用につきましては、さきに申し上げましたとおり、昨年宮城県が見直しを実施しました仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の中で、初原地区等において、工業系土地利用の予定地区として位置づけがなされました。

また、地域の特性に応じた土地利用の推進として、品井沼駅周辺を含めた新たな土地利用に

つきまして、関係機関との協議が進んでいるところがございますことから、それらの実現に向け、引き続き取り組んでまいります。

河川・港湾につきましては、河川改修の促進について、宮城県で引き続き進める高城川の河川改修の早期完成に向けて調整してまいります。

公園・緑地につきましては、明治150年記念施策として宮城県が進めている明治潜穴公園リノベーション事業につきまして、円滑な事業の推進が図れるよう調整してまいります。

住宅につきましては、旧耐震基準で建築された住宅の耐震診断及び耐震改修への助成並びに危険ブロック塀等の除去に対する助成を継続してまいります。

上水道につきましては、復興交付金事業等に伴う移設工事及び二子屋浄水場の施設建設工事を引き続き実施するとともに、配水管の更新工事を実施してまいります。

また、水道水の水質検査や放射性物質検査を徹底し、安全・安心な水の供給に努めてまいります。

下水道につきましては、汚水処理施設の整備について、浄化センターの長寿命化計画に基づく改築工事を引き続き実施し、老朽化した施設機器の更新を進めてまいります。

雨水排水施設の整備につきましては、震災により地盤沈下が生じている地区におきまして、高城浜・西柳及び磯崎第二雨水ポンプ場の新設・増強を引き続き行うとともに、雨水管渠の整備を実施してまいります。

また、既存施設の保守保全を実施し、内水排除に万全を期して大雨などによる浸水被害の防止を図り、引き続き暮らしの安全・安心に努めてまいります。

道路につきましては、県道の整備推進について、初原バイパスの国道45号根廻交差点までの延伸実現と県道仙台松島線の桜渡戸地区及び初原地区での整備について、引き続き宮城県へ要望するとともに、松島町災害復旧工事の早期完成に向け調整してまいります。

また、町道整備の推進につきましては、町道松島・磯崎線及び松島大橋災害復旧工事並びに各避難道路整備の早期完成を目指してまいります。

さらに、国道整備の推進につきましては、国土交通省による国道45号の歩道整備について、松島駅前までの整備を含め早期完成に向けて調整を図ってまいります。

公共交通につきましては、町営バス運営の充実について、昨年実施した実証実験の結果を踏まえ、路線型デマンド交通の検討に取り組むとともに、地域公共交通網形成計画に基づいた路線及びダイヤ見直し並びに運行方法についてもあわせて検討を進めてまいります。

また、松島海岸駅のバリアフリー化の推進につきましては、2021年度完成に向け、平成31年

度工事開始が予定されておりますことから、国や宮城県とともに事業費の補助による支援を行ってまいります。

情報・通信につきましては、広報活動を充実させる観点から、昨年新たに導入したインスタグラムを活用し、幅広い年齢層に対し情報の多角的な発信に努めてまいります。

人・まち・自然、ふれあい安らぐまちづくりについてでございます。

自然環境保全につきましては、松くい虫防除事業等の推進について、引き続き空中散布等による薬剤防除及び被害木早期伐倒駆除を行うとともに、平成30年度から本町でも実施している抵抗性松植樹事業を拡大し、豊かな自然環境の保全に努めてまいります。

また、ナラ枯れ対策についても、引き続き被害木の早期発見及び伐倒駆除に努めてまいります。

環境衛生対策の充実につきましては、宮城東部衛生処理組合の焼却施設の延命化事業である基幹的改良工事が始まり、一定期間、仙台市の焼却施設への搬入を行うこととなるため、住民の日常生活に支障を来すことのないよう関係機関と連携を図ってまいります。

交通安全につきましては、平成30年11月28日に達成した交通死亡事故ゼロ2,000日の記録をさらに更新できるよう、関係機関と協力しながら交通安全啓発活動を推進してまいります。

また、交通安全施設につきましては、危険箇所へのカーブミラー等の設置や老朽化した施設の更新により、交通事故防止に努めてまいります。

消防・防災につきましては、地域防災計画について、関係法令や国・県の防災計画との整合性を図りながら平成31年度内の策定に向け作業を進めてまいります。

また、継続して職員を防災士として育成し、幅広い防災知識を身につけさせ、指導力向上に努めてまいります。

さらに、防災訓練を引き続き総合防災訓練形式で実施し、多くの住民が参加できるよう体験型訓練の充実を図るとともに、防災関係機関等との協力による実動訓練により、相互連携の強化を図ってまいります。

自主防災組織の育成と支援につきましては、各地区における自主防災組織の運営や訓練に対する助言や指導を行い、地域の防災計画を支援してまいります。また、消防団の装備基準に基づく装備品の整備や、老朽化した消防資機材の更新を行うとともに、各種訓練を通して消防力の充実・強化を図ってまいります。

さらに、避難施設等について、施設の有効利用や適切な維持管理に努めるとともに、自家発電装置を有しない避難所への発電機の配備を進めてまいります。

防災行政無線の整備につきましては、観光地周辺や市街地への屋外拡声子局の増設や難聴区域への戸別受信機の無償貸与を行うなど、災害情報の伝達体制の充実を図ってまいります。

防犯につきましては、各地域の防犯指導隊との情報共有を図りながら地域事情に合わせた活動支援を行うとともに、警察等の関係機関の協力を得ながら地域防犯活動の充実を図ってまいります。

また、防犯灯整備につきましては、各行政区が維持管理している防犯灯に対する電気料及び新設・修繕費用に対する事業費補助を継続するとともに、照度が高く、長寿命で経済的なLED照明への更新を進めてまいります。

心も体もすこやかに笑顔あふれるまちづくりについてでございます。

保健・医療につきましては、健康寿命のさらなる延伸を図るため、心身機能の低下や低栄養等のフレイルに着目した疾病予防・重症化予防の取り組みについて、介護予防事業と連携を図りながら推進してまいります。

また、がん患者の治療と就労や社会参加型の両立を支援し、療養生活の質の向上を図るため、新たながん患者の医療用ウィッグ購入助成事業を実施してまいります。

予防接種の推進につきましては、風疹の感染拡大による先天性風疹症候群の発生を予防するため、抗体保有率の低い39歳から56歳までの男性を対象に抗体検査と定期予防接種として風疹ワクチン接種を実施してまいります。

歯科保健対策につきましては、塩釜歯科医師会等の関係機関と連携し、歯と健康のつどいを開催するとともに、小学校・幼稚園・保育所においては、虫歯予防と食育に関する学習の機会を設け、歯と口腔の健康づくりへの意識向上を図ってまいります。

高齢者福祉事業につきましては、新たに、在宅で介護を受けている方などに紙おむつ助成を実施してまいります。また、寝たきり等で外出が困難な高齢者に対するタクシー利用助成を行い、在宅福祉の向上と介護負担の軽減を図ってまいります。

児童福祉につきましては、保育所のあり方について、保育所だけではなく幼稚園も含めた再編成を進めており、幼保連携型認定こども園とする方向で検討を行っている中におきまして、平成31年度は、松島町社会福祉協議会が運営主体となる認定こども園の建設に向けた具体的な業務に着手する予定であり、幼児教育・保育施設の整備を図ってまいります。

また、児童館及び留守家庭児童学級につきましては、指定管理者制度を導入し、民間業者の持つ専門性やノウハウを生かした施設運営を行い、子供たちや保護者へのさらなるサービスの充実・向上を図るとともに、町で行う相談業務や児童虐待等への取り組みについても充実

させてまいります。

さらに、安心して子供を育てることができる環境や、全ての子供たちが健やかに成長できる社会を実現するべく、子ども・子育て会議の開催や、既の実施したアンケート調査の分析を行い、町が今後進めていく施策の方向性や目的を定めるため、第二期松島町子ども・子育て支援事業計画の策定を進めてまいります。

保育所の給食につきましては、栄養管理業務と調理業務の一体的な実施に移行することにより、安全で安心な給食の提供に努めてまいります。

障害者・障害児福祉につきましては、松島町障がい者計画（第3期）の基本理念である「ともに支えあい、誰もが安心して自分らしく暮らせるまちづくり」を実現するために、日常生活及び社会生活上における相談支援機能の充実を図ってまいります。

また、障害者総合支援法に基づき、個々のニーズに対応した障害福祉サービスの提供等に努め、障害者・障害児の自立を支援してまいります。

社会保障につきましては、国民健康保険制度が都道府県単位化となり2年目を迎えることから、財政運営の責任主体である宮城県と、より一層の協力・連携を図りながら、町の役割である資格の管理や保険給付費等の地域におけるきめ細かい事業を適切に実施してまいります。

国民健康保険被保険者の健康保持・増進のため、重症化の予防や健康づくり事業を引き続き推進してまいります。

介護保険の運営につきましては、生きがいと交流の場づくりを促進し、認知症施策や在宅医療・介護連携事業の強化を図ってまいります。

また、2021年度からの高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定に先立ち、アンケート調査を実施し、介護や福祉、生活支援に係る実態や意向の把握に努めてまいります。

消費税率引き上げに伴う介護保険料の低所得者軽減に係る対象者拡大につきましては、国の動向等を注視しながら適切に対応してまいります。

介護サービス事業につきましては、できる限り住みなれた地域で自立して生活ができるよう、総合事業の対象者及び要支援認定者に対し、介護予防ケアマネジメント及び介護予防サービス計画を策定し、在宅生活を支援してまいります。

後期高齢者医療保険につきましては、本町の5人に1人が75歳以上という高齢化、長寿化の進行に伴い、その役割はますます高まっていることから、引き続き各種申請・届け出の受け付け、保険料の徴収等、高齢者の身近な窓口として適正に努めてまいります。

自然と歴史に学び、豊かさを育み広げるまちづくりについてでございます。

学校教育につきましては、松島町教育大綱及び松島町教育振興基本計画に基づき、誇りときずなを育みしなやかに生きる松島人を目指す姿として、地域性など各校の実態を踏まえ、特色を生かした教育を推進してまいります。

また、平成30年度に小学校で、特別の教科道徳がスタートしたことに引き続き、中学校においても教科化となることから、道徳の授業を通し心豊かで思いやりのある子供を育ていけるよう、学校と連携を図りながら取り組んでまいります。

学び支援の推進につきましては、児童・生徒における自立学習や家庭学習の習慣化を推進してまいります。

また、不登校児童・生徒においてはスクールソーシャルワーカー等と連携し、課題を抱える家庭や児童・生徒に寄り添い、学校復帰に向けた学習支援や心のサポートを行ってまいります。

英語教育につきましては、外国語指導助手2名の学校派遣を継続するとともに、保育所・幼稚園の幼児を対象に、歌やダンスなどの遊びを取り入れた英語教育を実施し、2020年度からの小学校外国語科必修に向けた準備を進めてまいります。

情報教育環境の整備につきましては、2020年度に小学校で完全実施となる新学習指導要領において、情報活用能力が学習の基盤となる資質・能力に位置づけられたことに伴い、小学校への可動式教育用コンピューターの整備を進めてまいります。

また、学校施設の整備につきましては、学校施設長寿命化計画を策定し、維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保してまいります。

幼児教育の充実につきましては、学びの基礎となる幼児期における教育の質の向上を図るため、元気力向上プログラムを実践できるよう幼稚園教諭の研修機会を充実させるとともに、学校、保育所、家庭、地域が連携し、笑顔あふれる元気でたくましい子供の育成に努めてまいります。

食育指導の充実及び推進につきましては、引き続き児童生徒の嗜好を考慮しつつ、栄養バランスのとれた給食提供に努めるとともに、生産者との交流会を通して産地と食卓の結びつきや食の大切さ、地域の文化・伝統に対する理解と関心を深めるための工夫を図ってまいります。

さらに、地元の生産物や加工品を優先的により多く食材料とするため、関係機関と協力して確保に努めてまいります。

学校給食費の滞納対策につきましては、保護者に対しその責任を十分理解していただくよう機会を重ね、未納解消に努めてまいります。

生涯学習につきましては、家庭、地域、学校の協働による教育活動を推進するとともに、松島の自然、歴史、文化等をテーマとした各種教室や講座等を地域住民のニーズに応じて開催し、地域のすばらしさを再発見するよう努めてまいります。

また、平成30年度に開設した放課後子ども教室は、1年間の経験で得た成果、課題を整理し、改善を図りながら、児童の安全・安心な居場所づくりを目指して、より活動が充実するよう継続して進めてまいります。

さらに、ジュニア・リーダーによる地域活動等への参加や地域防災力の向上を目指す防災キャンプを実施するとともに、関係機関と連携した講演会の開催や子ども110番の家の整備等を通して、青少年の健全な育成を推進・啓発してまいります。

芸術文化の振興につきましては、文化観光交流館を芸術文化の拠点施設として、指定管理者による各種事業の継続と自主サークルへの支援を行ってまいります。

また、中央公民館及び勤労青少年ホーム並びに地域交流センターで各種講座等を実施し、芸術文化活動の推進と町民相互の交流の充実を図ってまいります。

勤労青少年ホームの図書室につきましては、幅広い年代に利用していただけるよう、定期的な新刊本の購入を進めてまいります。

分館事業につきましては、町民ふれあいスポーツ大会の開催、各地区分館の特色ある自主事業の実施を通じて地域活動の活性化に努めてまいります。

スポーツ振興につきましては、東京オリンピック・パラリンピックの開催を2020年に控えて、スポーツへの関心はますます高まってきております。この機運を生涯スポーツの推進や運動習慣の定着化などにつなげられるよう、子供からシニア世代まで多くの町民がスポーツに触れ合う機会を設定し、スポーツ団体活動への支援を引き続き行ってまいります。

また、スポーツ施設の指定管理者による各種事業を継続して推進し、町民の健康増進及び体力向上を図るとともに、施設の有効利用と良好な維持管理に努めてまいります。

文化財保護につきましては、平成29年度に策定しました歴史文化基本構想の実現に向け、これまで以上に関係機関との連携を図ることで、保存と活用のバランスがとれた事業運営に努めてまいります。

文化財の保存につきましては、老朽化した文化財説明看板を計画的に再整備していくことで指定文化財や埋蔵文化財の周知を図ってまいります。また、特別名勝松島保護地区の現状変

更や埋蔵文化財包蔵地に影響のある計画等についての助言や諸手続に係る指導も引き続き行うとともに、パンフレット等を活用してより一層の周知徹底を図ってまいります。

文化財の活用につきましては、七ヶ浜町、利府町と共同で行っている松島湾三町文化財展を初めとする展示を引き続き実施し、文化財を通じた他自治体との交流にも取り組んでまいります。平成29年度から開催してきた歴史講座「松島れきし再発見講座」は、毎回多くの参加者を得て定着してきております。引き続き工夫を凝らした企画を行うことで、地域住民が文化財の保存や活用に積極的にかかわる機運を醸成してまいります。

おもてなしの心を育み、愛されるまちづくりについてでございます。

国際観光につきましては、本年9月のラグビーワールドカップや2020年の東京オリンピック・パラリンピックがともに東北会場で開催されることに伴い、国内外から訪れる多くの観戦者を松島へ誘致できるよう、一般社団法人東北観光推進機構や宮城県、周辺自治体等と連携を図りながら、観光客誘致の強化に努めてまいります。

景観計画の推進につきましては、景観条例及び景観計画に基づく事前協議や届け出制度により、良好な景観の形成を図ってまいります。

また、景観重点地区内の修景事業に対する景観整備事業補助金制度を継続し、本町の景観を継承してまいります。

多島海の魅力の伝承につきましては、10月に富山県で開催される世界で最も美しい湾クラブ総会に出席し、国内加盟5湾と連携しながら、世界各国からの参加者に向け松島湾の魅力をPRしてまいります。

あわせて、湾クラブ活動方針の1つである湾の環境保全として、松島湾アマモ再生プロジェクト活動を継続して行い、観光客や松島の子供たちが松島湾の環境を守る当事者としての理解を深めていただけるよう努めてまいります。

国内外の交流を通じた松島の魅力発見につきましては、国際交流員を任用し、SNS等を通じて松島の魅力や観光資源を英語で発信するとともに、町内の宿泊施設や飲食店と協力しながらインバウンドの受け入れ体制の整備も進めてまいります。

また、松島こども英語ガイド事業を引き続き実施し、町内の子供たちが外国語指導助手や国際交流員の生きた英語に触れながら松島について学び、誇りを持って松島の魅力を外国人観光客に伝えられるよう、町内の関係団体と連携を図りながら事業を推進してまいります。

さらに、町内の観光施設や松島高等学校観光科、伊達な広域観光推進協議会、せんだい・宮城フィルムコミッション等と連携の上、観光資源の磨き上げを行い、国内外からの一般旅行

や教育旅行の観光客誘致につながるよう努めてまいります。

交流事業につきましては、地域間交流の推進事業として、観光交流協定を結ぶ岡山県倉敷市及び塩竈市との合同プロモーションをJR仙台駅構内で開催し、松島の食を堪能できる仕掛けづくりとして松島ブランド認定品に関連するブースを利府松島商工会との連携の上、展開することで、観光と食の魅力発信に努めてまいります。

あわせて、西日本豪雨災害の被災地である倉敷市の観光振興を支援するため、本町発着の倉敷ツアー旅行商品を造成し、相互間の観光交流促進に努めてまいります。

また、いわて花巻空港に延伸した直通バス仙台空港・松島・平泉・花巻線を活用したPR活動を実施するとともに、日本三景観光連絡協議会を初めとした県外友好都市との交流事業を継続し、広域観光のさらなる振興を図ってまいります。

文化遺産につきましては、これまで養成したガイドや整備した説明看板などの資産を活用しながら、小学生を対象とした「松島まるごと学」や各種講座の中で日本遺産「政宗が育んだ“伊達”な文化」を取り上げることで、町民自身が町の魅力を発信できるような体制の構築を目指してまいります。

豊かな地域で仕事・暮らしがつむぎ合う心かようまちづくりについてでございます。

起業・創業支援といたしましては、昨年8月に国より認定された創業支援等事業計画に基づき、利府松島商工会、金融機関等とさらなる連携を図りながら、新たに創業を目指す方への支援を行うとともに、地元商店街の活性化のため補助事業を引き続き実施してまいります。

観光業につきましては、産業間の連携や強化について、一般社団法人松島観光協会を初めとした各種団体や、仙台市、仙台空港エリア、本町を含む松島湾エリアを復興観光拠点とし、宮城県とともに観光地域づくりのかじ取り役となる地域連携DMOと連携を図り、観光客の誘客活動を実施してまいります。

また、観瀾亭を含む町営施設の利活用について、指定管理者制度の導入を含めた検討を行ってまいります。

さらに、町内の生産者と仕入れ業者の交流の場づくりを通して、地場産品を観光客の方に提供できる仕組みづくりの構築と第一次産業の振興を目指すため、松島の食に関する商談会を開催し、産業の総合的な活性化を図ってまいります。

農林業につきましては、県営土地改良事業の推進について、宮城県で引き続き進める幹線用水路整備及び銭神第一排水機場の改修並びに不来内排水機場の機器更新の早期完成に向けて整備を図ってまいります。

また、県営農山漁村地域復興基盤総合整備事業による手樽・磯崎地区の圃場整備の補完工事を含め、農業農村整備の推進を図ってまいります。

さらに、換地業務を本格的に進めるために農地の利用集積と経営体の育成及び支援に努めるとともに、効率的かつ安定的な農業経営の推進を図ってまいります。

産地づくり対策・経営基盤強化の支援につきましては、需要に応じた米の生産が行われるよう、引き続き調整を図ってまいります。

また、農業相談支援事業につきましては、農業相談員を引き続き設置し、売れる農作物や新たな特産物栽培への支援や新規就農希望者などへの協力も継続してまいります。

さらに、経営基盤強化支援として人・農地プランの中心経営体や農地中間管理事業の受け手への農地集積を推進し、農業経営の安定化と担い手の確保を図ってまいります。

また、農作物における有害鳥獣被害防止のため、継続して鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動を行ってまいります。

地産地消の推進につきましては、地場産品の直売を行うまつの市や産業まつりを開催し、生産者と消費者が直接触れ合うことで、新鮮でおいしい地場産品や加工品などのPRに努めてまいります。

水産業につきましては、漁港整備として、震災で地盤沈下した古浦漁港の用地かさ上げを行い、施設の利便性の向上を図ってまいります。

また、浅海漁業振興につきましては、松島産カキの消費拡大のためのPR事業を行うとともに、カキの安定出荷と安全性確保のための衛生検査体制の維持に対する支援を継続してまいります。また、アサリについて稚貝散布と天敵であるサキグロタマツメタ貝の駆除作業について引き続き支援してまいります。

商工業につきましては、関係団体との連携による地域資源を生かした商工業の振興を図るとともに、中小企業・小規模事業者への支援と円滑な資金調達のため振興資金融資のあっせんを行ってまいります。

企業誘致の推進につきましては、仙台市内に整備が進められている次世代放射光施設を利用する企業や研究機関を本町に誘致できるよう、一般財団法人光科学イノベーションセンター等と連携しながら、誘致活動を進めてまいります。

消費生活の安定と向上につきましては、特殊詐欺など増加傾向にある消費者問題に対応するため、消費生活相談員の専門知識及び相談技法の習得や消費者問題に対する啓発活動、高齢者に向けた出前講座の開催に取り組むとともに、関係機関との連携を強化してまいります。

定住促進につきましては、引き続き空き家バンク等を活用した情報提供を行うとともに、復興支援の定住促進事業補助金等の交付を継続し、移住定住者の拡大に努めてまいります。

住民参加につきましては、平成31年度から2カ年間で進める長期総合計画後期基本計画の策定に当たり、住民アンケートの実施等を通じて、町民の皆様からご意見等をいただきながら、計画の策定を進めてまいります。

行財政につきましては、人口減少・超高齢化社会に加え、公共施設の老朽化による施設の大量更新時代への対応を初めとする諸問題の克服に向け、社会保障費の推移やインフラ維持更新費用の見通しを踏まえ、公共施設等総合管理計画に基づく施設の適正配置と財政負担の平準化を図り、計画的な行政運営に努めてまいります。

行政サービスの充実につきましては、基幹系及び公会計システムの適正な管理と効果的な運用を図るとともに、情報化による行政事務の効率化や住民サービスの向上に努めてまいります。

広域行政につきましては、仙台都市圏広域行政推進協議会や宮城黒川地方町村会等を通じて、自治体間での活発な意見交換や情報共有を図り、広域連携を密にしながら、圏域における重点課題の解決のため、国や宮城県に対する要望活動を継続してまいります。

ただいま申し上げました各施策に係る平成31年度当初予算の内容につきましては、一般会計95億3,600万円、国民健康保険特別会計17億8,975万2,000円、後期高齢者医療特別会計1億9,996万8,000円、介護保険特別会計18億1,270万6,000円、介護サービス事業特別会計891万2,000円、観瀾亭等特別会計8,921万1,000円、松島区外区有財産特別会計529万4,000円、下水道事業特別会計19億7,636万2,000円、水道事業会計13億8,101万円、合計167億9,921万5,000円であります。

以上、平成31年度の施政方針につきましてご説明いたしました。長期総合計画に掲げる「集い、学び、働き、笑顔あふれる美しいまち松島」実現のため、鋭意努力してまいりますので、議員の皆様方にはより一層のご支援とご協力をお願いし、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、最後に一言、私自身のことについて申し上げます。

平成27年9月に町長に就任して以来、一貫して活力ある新しい松島の創造に向け、全力で取り組んでまいりました。これもひとえに町民の皆様、議員の皆様のご理解とご協力のたまものであり、改めて感謝を申し上げます。私は本年9月に任期満了を迎えますが、これまで取り組んでまいりました施策をより一層具体化するため、町長選挙に出馬する決意

を固めたところでございます。議員の皆様におかれましては、変わらぬご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長、大変ご苦勞さまでございました。

以上で、議案第18号から議案第26号までの議案の提案理由の説明が終わりました。

本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

再開は4日午前10時です。

皆様、大変ご苦勞さまでございました。

午後3時25分 散 会